

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 16 日	
佐賀県知事	殿
提出者 住 所 佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1580番地 1 氏 名 J S R マイクロ九州株式会社 代表取締役社長 藤田 満 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	J S R マイクロ九州株式会社
事業場の所在地	佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1580番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16 化学工業
② 事業の規模	13,120 百万円 (2024年度 売上金額)
③ 従業員数	126名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源 廃棄物 処理・処分 配向膜・透明材製造工程 引火性廃油 混合 (油性燃料化) ポリジスト・透明材製造工程 汚泥 (有害) 焼却 セメント原料 排ガス洗浄工程 混合 (油性燃料化) ※ 廃棄物の流れ - - - - 委託処理部分の範囲

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙（添付資料-1）のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり _t	別紙のとおり _t
	（これまでに実施した取組） ・引火性廃油について、有価物化により発生抑制を実施していたが、処理業者の設備の問題で令和5年度より産業廃棄物へ転換された。そのため、生産工程での発生抑制活動等により、継続的な排出量の低減に繋げていく。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり _t	別紙のとおり _t
	（今後実施する予定の取組） ・引火性廃油について、令和5年度より産業廃棄物となったため、引き続き、生産工程での発生抑制活動等により、継続的な排出量低減に繋げていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・製造工程で発生した引火性廃油は、製造品種毎に廃液タンク又はドラム容器にて分別。専用の置き場にて在庫管理を行っている。 ・製造工程で発生した汚泥（有害）付着物（紙くず・廃プラ）は、専用段ボールにて分別。専用の置き場にて在庫管理を行っている。 ・製造工程で発生した汚泥（有害）は、排ガス洗浄施設内吸着塔内で、廃棄まで保管される。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状の分別方法を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)		
	・廃棄物処理委託については、処理委託継続の是非及び適正な処理が行われているか等を確認・判断する為に、定期的に処理委託業者へ現場実査に入り、①処理業更新許可書、証明書の確認②産業処理業組織図③運転状況確認④環境データ確認⑤管理状況等を確認する監査を実施している。 また、処理委託業者から受けた産廃排出方法の改善指摘事項についても、迅速に対策を図り、改善した運用方法にて排出している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 優良認定処理業者での処理委託を継続し、再生利用及び認定熱回収業者に 繋がる処理業者の調査・選定に取り組んでいく。		
	【前年度（令和6年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	278.259 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 現在、特別管理産業廃棄物処分に関する電子マニフェスト登録は完了しており、紙マニフェスト交付の発生はなし。 今後、新規の特別管理産業廃棄物や処分業者と取引を開始する場合は、電子マニフェスト登録を迅速に対応する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

[illegible]

(第3面)

[illegible][illegible]

(第4・5面)

[illegible]

